

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

公募型プロポーザル審査要領

令和8年6月

秋田市環境部ごみ処理施設建設準備室

目 次

1	総則	1
2	第一次審査および第二次審査の点数化方法	1
3	第一次審査について	1
4	第二次審査について	2
5	総合評価点の算出	3
6	最低基準点の設定	3
7	委託契約候補者および次席者の特定	4

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 総則

この審査要領は、「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）と一体のものであり、「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務に関する公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が、委託契約候補者および次席者を特定するに当たって、最も優れた提案を客観的に審査・選考するための方法および基準等を示し、事業者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 第一次審査および第二次審査の点数化方法

(1) 第一次審査の点数化方法

第一次審査における評価項目の点数化方法および評価基準は、「（別表）評価基準」（以下「別表」という。）に示す評価項目ごとの評価基準の概要のとおりとし、委員会が「評価項目の点数化方法（表1）」により点数化を行う。

(2) 第二次審査の点数化方法

第二次審査における評価項目の点数化方法および評価基準は、別表に示す評価項目ごとの評価基準の概要のとおりとし、審査委員が評価を行い、「評価項目の点数化方法（表1）」により点数化する。（地域経済効果および見積価格の項目については、別表のとおりとする。）

評価項目の点数化方法（表1）

評価	指標	点数化方法
A	優れている	評価点×1.00
B	やや優れている	評価点×0.75
C	平均的である	評価点×0.50
D	物足りなさを感じる	評価点×0.25
E	不安がある	0

3 第一次審査について

提出された参加表明書等を基に委員会が第一次審査を行い、上位5者を企画

提案書提出資格者とする。ただし、同点の場合は、5者以上が企画提案書提出資格者となるものとする。

なお、参加者が5者以下の場合は、全ての参加者を企画提案書提出資格者とする。

(1) 評価対象者

実施要領に示す参加資格要件を全て満たす者を参加者とし、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 評価基準

別表のとおり。

4 第二次審査について

提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの内容を基に、委員会において、第二次審査を行う。

(1) 評価対象者

第一次審査において選定された企画提案書提出資格者のうち、提出期限までに企画提案書等を提出した者。

(2) 評価基準

別表のとおり。

なお、次の項目についてそれぞれの観点から審査を行う。

ア 実施方針および実施内容

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を踏まえ、実施方針および実施内容を記載しているか。

イ 実施体制

仕様書を踏まえ、実施体制を記載しているか。

ウ 実施工程

仕様書を踏まえ、実現可能な業務の実施工程を記載しているか。

エ 事業提案書

仕様書を踏まえ、テーマ1（想定される課題や留意事項、その対応策について）、テーマ2（トータルコスト縮減および工期短縮について）およびテーマ3（本市の目指す「プラスの循環」に資する自由提案）について、的確性、実現性および独創性のある提案がされているか。

オ ヒアリング

説得力、理解力および的確性のある説明がされているか、また、質問に

対する応答が明確であるか。

カ 地域経済効果

地元への経済効果審査について、委員会が実施する。経済効果の評価点については、次の式により算定し、計算に当たっては小数点以下第3位を四捨五入するものとする。算定した率の高い順で順位を付け、その上位5者に加点する。同率の場合は、見積価格の低い者を上位とする。

なお、地元企業とは、秋田市に本社を置く法人のことをいい、地元企業への再委託がない場合は、加点しないものとする。

$$\text{地域経済効果の算定率} = \frac{\text{地元企業への再委託価格の計}}{\text{提案者の見積価格}} \quad (\%)$$

キ 見積価格

見積価格について、委員会が評価し、委託限度額を超えた見積を提示した場合は、失格とする。なお、見積価格の評価点については、次の式により算定し、計算に当たっては小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

$$\text{見積価格の評価点} = \frac{\text{最低見積価格}}{\text{提案者の見積価格}} \times \text{評価点 (5点)}$$

ク 評価点の算出

審査委員が算出した各評価項目における評価点を合計し、審査委員数で除した数値を評価点とする。なお、小数点以下については、第3位を四捨五入するものとする。

5 総合評価点の算出

総合評価点は、一次審査および二次審査の評価点の合計とする。

6 最低基準点の設定

最低基準点は60点とし、総合評価点が60点未満であった場合は失格とする。なお、参加者が1者の場合であっても第一次審査および第二次審査行い、最低基準点以上であった場合には、委託契約候補者として特定することができるものとする。

7 委託契約候補者および次席者の特定

委員会の審議を経て、総合評価点の最も高い者を委託契約候補者に、次点の者を次席者に特定する。

なお、合計点の最も高い者が2者以上となった場合は、見積価格の最も低い者を委託契約候補者に特定する。

さらに、見積価格が同額である場合は、第二次審査の評価点が最も高い者を委託契約候補者とする。

第二次審査の評価点も同点である場合、施設整備基本計画策定業務の内容が最も優れている者を委託契約候補者とする。

(別表) 評価基準

各同種業務については、実施要領の定義による。

国又は地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する業務について、平成28年度以降に元請として受託し、かつ公告時点において業務が完了した次の実績のことをいう。

1 同種業務（施設整備基本計画）

新設のエネルギー回収型廃棄物処理施設（ボイラタービン発電機を有する、施設規模が300t/日以上のものに限る。）に係るごみ処理施設整備基本計画策定業務（施設整備基本構想のみの場合は含まない。）

2 同種業務（PFI等導入可能性調査業務）

新設のエネルギー回収型廃棄物処理施設に係るPFI等導入可能性調査業務

3 同種業務（環境影響評価）

ごみ焼却施設の新設に係る環境影響評価業務（都道府県・政令市の環境影響評価条例に基づく環境影響評価に限る。）

評価項目		評価基準の概要	評価点	
第一次審査	1	事業者の業務実績	(1) 同種業務（施設整備基本計画）の元請として受託した実績について、次の視点で評価を行う。 A：実績が5件以上ある B：実績が4件ある C：実績が3件ある D：実績が2件ある E：実績が1件ある 豪雪地帯の業務実績があれば1点加算する。	2 (最大3)
			(2) 同種業務（PFI等導入可能性調査業務）の元請として受託した実績について、次の視点で評価を行う。 A：実績が11件以上ある B：実績が8件～10件ある C：実績が5件～7件ある D：実績が2件～4件ある	2 (最大3)

第一次審査	1	事業者の業務実績	E：実績が1件ある 豪雪地帯の業務実績があれば1点加算する。	
			(3) 同種業務（環境影響評価） A：実績が11件以上ある B：実績が8件～10件ある C：実績が5件～7件ある D：実績が2件～4件ある E：実績が1件ある 豪雪地帯の業務実績があれば1点加算する 例外規定を適用する場合、元請については評価せず、再委託業者を評価の対象とし、評価点は1/2とする。	2 (最大3) 再委託業者 1 (最大1.5)
			(4) 同種業務（施設整備基本計画）、同種業務（PFI等導入可能性調査業務）および同種業務（環境影響評価）を元請として受託した実績について、次の視点で評価を行う。 契約は、一括でなくてもよいが、同一の施設を対象とし、同一地方公共団体との複数契約は1件とカウントする。 A：実績が4件以上ある B：実績が3件ある C：実績が2件ある D：実績が1件ある E：実績がない 豪雪地帯の業務実績があれば1点加算する。	2 (最大3)
	2	配置技術者の業務実績	同種業務の実績について、次の視点で評価を行う。	2 (最大3)
	(1) 管理技術者 参加資格要件となる実績について、次の視点で評価を行う。 A：実績が5件以上ある B：実績が4件ある C：実績が3件ある			

第一次審査	2	配置技術者の業務実績	<p>D：実績が2件ある</p> <p>E：実績が1件ある</p> <p>豪雪地帯の業務実績があれば1点加算する。</p>	
			<p>(2) 担当技術者（環境影響評価技術者）</p> <p>A：実績が5件以上ある</p> <p>B：実績が4件ある</p> <p>C：実績が3件ある</p> <p>D：実績が2件ある</p> <p>E：実績が1件ある</p> <p>豪雪地帯の業務実績があれば1点加算する。</p> <p>例外規定を適用する場合、元請については評価せず、再委託業者を評価の対象とし、評価点は1/2とする。</p>	<p>2</p> <p>(最大3)</p> <p>再委託業者</p> <p>1</p> <p>(最大1.5)</p>
第二次審査	1	実施方針および実施内容	<p>実施方針および実施内容について、次の視点で評価を行う。</p> <p>(1) 業務遂行に当たり、目的、地域特性、事業特性などの理解度は十分か。</p> <p>(2) 具体的かつ的確な実施方針を設定しているか。</p> <p>(3) 各業務の連携や各業務ポイントを踏まえた業務フローとなっているか。</p> <p>(4) 多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能なものとなっているか。</p>	7
	2	実施体制	<p>実施体制について、次の視点で評価を行う。</p> <p>(1) 事業の実現性を考慮した役割分担や体制となっているか。</p> <p>(2) 測量、現地調査・作業等を伴う業務について、地域に精通した地元企業と協力体制をとるなど円滑に実施できる体制になっているか。</p>	10

第二次審査	3	実施工程	<p>実施工程について、次の視点で評価を行う。</p> <p>(1) 前提条件や内容を理解した工程になっているか。</p> <p>(2) 工程に無理がなく、円滑に進められるための工夫があるか。</p> <p>(3) 各業務の連携が図られており、より効果的な工程となっているか。</p>	10
	<p>事業提案書</p> <p>事業全体における各テーマについての的確性、実現性および独創性について評価を行う。</p>			
	4	テーマ1	想定される課題や留意事項、その対応方策について	10
	5	テーマ2	トータルコスト縮減および工期短縮について	15
	6	テーマ3	本市の目指す「プラスの循環」に資する自由提案 (第15次秋田市総合計画参照)	15
	7	ヒアリング	<p>次の視点で評価を行う。</p> <p>(1) 知識や経験を踏まえた提案内容となっており、説得力があるか。</p> <p>(2) 業務の目的を良く理解しており、実施方針、体制および技術提案の的確性が十分に説明されているか。</p> <p>(3) 提案内容の説明が理解しやすいか。</p> <p>(4) 質問に対する応答が明確であるか。</p>	5

第二次審査	8	地域経済効果	秋田市に本社のある法人への再委託価格 地元企業再委託価格÷提案者の見積価格（%） 算定した率の高い順で順位を付け、その上位5者に加点する。同率の場合は、見積価格の低い者を上位とする。ただし、地元企業への再委託がない場合は、加点しないものとする。 1位 5点 2位 4点 3位 3点 4位 2点 5位 1点	5
	9	見積価格	最低見積価格÷提案者の見積価格×5点	5
合計				100

注) 豪雪地帯とは、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の指定地域とする。